

平成21年6月29日
経済産業省

住宅の建物外壁塗装工事の際には、ガス機器の給排気設備（煙突・換気扇・給排気口）をビニールシートで塞がないでください！

< 不完全燃焼（一酸化炭素中毒）や異常着火（機器破損）の原因となります >

ガス機器の給排気筒（煙突）・換気扇・給気口などの給排気設備が建物の外壁塗装工事の際に養生ビニールシートなどにより塞がれた状態でガス機器を使用したことにより、不完全燃焼での一酸化炭素中毒事故や、異常着火での機器の破損事故が多発しています。

消費者の皆様におかれましては、建物外壁の塗装等工事が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後にガス機器を使用するようにしてください。

また、塗装等工事業者の皆様は、給排気設備を塞ぐ必要がある場合は、その間のガス機器の使用禁止を住民の方に徹底するなどの対応をお願いいたします。

ガス機器の給排気筒（煙突）・換気扇・給気口などの給排気設備を建物の外壁塗装工事の際に養生ビニールシートなどにより塞がれた状態でガス機器を使用したことにより、不完全燃焼での一酸化炭素中毒事故や、異常着火での機器の破損事故が多発しています。

（昨年、不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故が1件（1名死亡）、異常着火等によるガス機器の破損事故が2件（人的被害なし）発生、今年に入ってから、既に一酸化炭素中毒事故が2件（軽傷5名）、ガス機器の破損事故が6件と事故発生が増加しています。）

事故の発生を防ぐため、消費者の皆様並びに塗装等工事業者の皆様におかれましては、以下についてご注意ください。

1. 消費者の皆様へ

ガス機器の給排気筒（煙突）・換気扇・給気口などの給排気設備が養生ビ

ニールシートなどにより塞がれている状態でガス機器を使用すると非常に危険です。

- ・ ガス機器が不完全燃焼を起し、燃焼排ガスが室内に流入して一酸化炭素中毒となり、最悪の場合、死に至るおそれがあります。（一酸化炭素は、無色・無臭なので大変危険です。）
- ・ ガス機器が異常着火を起し、ガス機器の破損事故に至るおそれがあります。

建物外壁の塗装等工事が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用するようにしてください。

2. 塗装等工事業者の皆様へ

外壁塗装作業等におけるマスキング、目張り、養生等に際しては、給排気設備を塞ぐことの無いように十分に注意してください。給排気設備の位置が不明の場合は、ガス事業者などに問い合わせるなど、慎重な対応をお願いいたします。

やむを得ず給排気設備を塞ぐ必要がある場合は、その間のガス機器の使用禁止を、住民の方に徹底するなどの対応をお願いいたします。

なお、この2年間で2回（平成20年2月28日、平成21年1月22日）国土交通省が塗装等工事業者関係団体を通じて注意喚起のビラの配布等を行っておりますが、現場の作業者における認識が徹底していない事例や、団体非加盟事業者の行った工事での事故が依然発生しています。

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院 ガス安全課

担当者：福島、大谷

電話：03-3501-4032（直通）

原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課

担当者：矢島、中橋

電話：03-3501-1672（直通）

商務流通グループ 製品安全課

担当者：浜野、齋藤

電話：03-3501-4707（直通）

建物外壁塗装等でのガス機器の給排気設備の閉そくによる事故一覧
(平成19年～平成21年6月26日)

1. 不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故

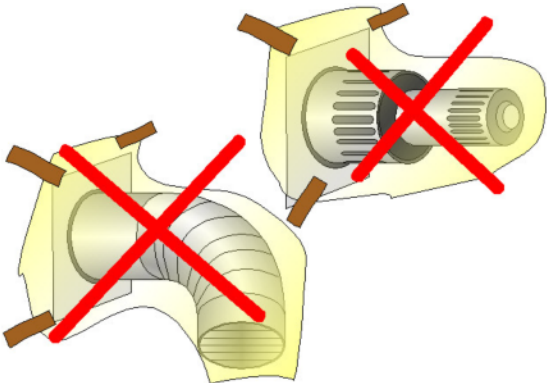
事業	発生日	場所	人身被害			事故概要	機器分類
			死亡	中毒	負傷		
一般ガス	平成21年6月4日	東京都	0	3(軽症)	0	ガス事業者が一酸化炭素中毒と思われる住民が病院に搬送されたとの通報を受け、現場確認をしたところ、当該集合建物は外壁塗装工事中であり、当該住戸のベランダに設置された屋外式風呂釜の換気口と給気口が養生のためビニールシートで塞がれていたこと、ビニールシートで覆われた範囲内に居室の換気口があることが確認された。	屋外(RF)式風呂釜
一般ガス	平成21年1月17日	千葉県	0	2(軽症)	0	消防から「2名を病院に搬送した」との連絡を受け、ガス事業者が確認したところ、需要家2名が入浴中に気分が悪くなり病院に搬送されたことを確認した。当該建物は塗装工事中であり当該住戸の浴室の換気口と給気口が養生のためビニールシートで塞がれていた。	半密閉(CF)式風呂釜
一般ガス	平成20年2月25日	愛知県	1	0	0	警察からガス事業者へ「入浴中に浴室で家人が死亡し、一酸化炭素による中毒の可能性があり、旨の連絡あり、ガス事業者が確認したところ、当該住宅は外壁の塗装工事中であり、廊下に向いた窓や風呂釜を収めるスペースの扉をビニールシートで覆ってあったことが確認されている。	半密閉(CF)式風呂釜

2. 異常着火等によるガス機器の変形・破損事故

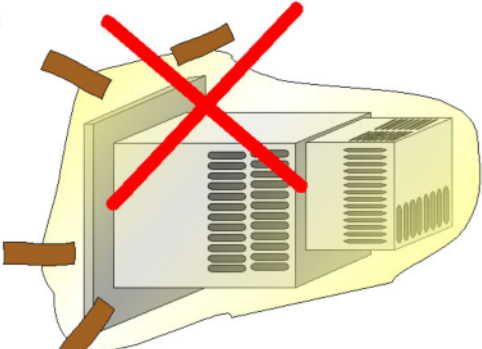
事業	発生日	場所	人身被害			事故概要	機器分類
			死亡	中毒	負傷		
一般ガス	平成21年6月22日	埼玉県	0	0	0	需要家から台所に設置されている瞬間湯沸器を使用中に大きな音がしたとの通報を受け、事業者が確認したところ、当該機器のケーシングの一部に変形があることが確認された。当該集合住宅は、塗装工事中であり、養生シートが給排気トップに設置されていた。当該集合住宅は外装工事中であり、当該機器の給排気トップが養生により閉塞されたことにより異常着火したものと推定される。	瞬間湯沸器(強制給排気式)
一般ガス	平成21年5月9日	神奈川県	0	0	0	需要家から「給湯を使用した時に大きな音がした」との連絡を受け、ガス事業者が確認したところ、屋外式風呂釜の前面カバーの一部に変形しているのを確認した。ガス事業者及び機器メーカーが調査した結果、当該機器内部にガス漏えい等の異常はないことを確認した。当該建物は外壁工事中であり、外壁から突き出ている排気トップが養生シートで閉そくされていたことから、当該機器が着火不良となったところ需要家が繰り返し点火操作を行ったため未燃ガスが機器内部に充填し点火時のスパークにより異常着火したものと推定される。	屋外(RF)式風呂釜
一般ガス	平成21年4月3日	東京都	0	0	0	需要家から「給湯器を使用中に大きな音がした」との連絡を受け、ガス事業者が確認したところ、当該機器の前面カバーが変形しているのを確認した。ガス事業者による漏えい検査の結果、灯内内管から器具栓までの間にガスの漏えいは確認されなかった。なお、事故当時、当該建物は塗装工事中であり養生シートが設置されており、需要家は塗装業者から機器使用禁止等の周知はされていない。	瞬間湯沸器(強制給排気式)
一般ガス	平成21年3月30日	神奈川県	0	0	0	需要家から「給湯器を使用したところ大きな音がした」との連絡を受け、ガス事業者が確認したところ、当該機器がビニールで覆われており前面カバーが変形しているのを確認した。塗装業者が塗装工事のため当該機器の排気口を養生シートで塞いだことにより異常着火が発生したものと推定される。	屋外(RF)式風呂釜
一般ガス	平成21年3月30日	東京都	0	0	0	需要家から「湯沸器を使用中に大きな音がした」との連絡を受け、ガス事業者が確認したところ、当該機器の前面カバーが変形しているのを確認した。当該建物は塗装工事中であり塗装業者が給排気トップの給気口を養生シートで塞いだことにより給気不足となり異常着火が発生したものと推定される。なお、需要家は塗装業者から使用禁止等の周知はされていない。	瞬間湯沸器(強制給排気式)
一般ガス	平成21年3月23日	神奈川県	0	0	0	需要家から「給湯器を使用したら大きな音がした」との連絡を受け、ガス事業者が確認したところ、当該風呂用給湯器が外装塗装工事のビニールで覆われており、また当該機器のケーシングが歪んでいるのを確認した。ガス事業者が機器メーカーとともに現場調査を行った結果、塗装業者が事故当時、当該機器をビニールシートで養生しており、また、需要家は塗装業者から機器使用禁止等の周知は受けていなかったことから、風呂釜使用時に機器内部に未燃ガスが充填し異常着火したものと推定される。	屋外(RF)式風呂釜
一般ガス	平成20年8月20日	神奈川県	0	0	0	需要家から「給湯を使用した際に大きな音がして機器が壊れた」との連絡を受け、ガス事業者が確認したところ、屋外(RF)式風呂釜の排気口に養生ビニールシートをテープ止めに被せてあり、当該機器本体の前面カバーの一部に変形していることを確認した。当該集合住宅は外装工事中であり、当該機器の排気口が養生により閉塞されたことにより異常着火したものと推定される。	屋外(RF)式風呂釜
一般ガス	平成20年7月12日	大阪府	0	0	0	需要家から「給湯器が変形した」との通報を受け、ガス事業者が確認したところ、当該機器の損傷を確認した。原因は、塗装時の養生シートで機器が覆われた等、何らかの影響で、爆発的な着火に至り、機器本体の前蓋及び側面が歪んだものと推定される。	屋外(RF)式瞬間湯沸器
一般ガス	平成19年12月4日	東京都	0	0	0	塗装業者から「外装塗装工事中に湯沸器のケーシングが変形した」との通報を受け、ガス事業者が確認を行ったところ、湯沸器が外装塗装のビニールシートで覆われており、前面及び側面のカバーの変形を確認した。また、ガス漏えい検査では灯内内管等からのガス漏えいは確認されなかった。ビニールシートにより正常な給排気が行われず異常着火に至ったものと推定される。	屋外(RF)式瞬間湯沸器
一般ガス	平成19年10月20日	埼玉県	0	0	0	需要家が塗装業者から家屋外壁塗装のため養生のビニールシートが被せられ使用禁止とされていた湯沸器(屋外式)を誤って使用したため、異常着火が発生し湯沸器のケーシングが変形した。ガス事業者によるガス漏えい検査の結果、機器内部等からのガス漏えいは確認されていない。	屋外(RF)式瞬間湯沸器

ご注意ください！

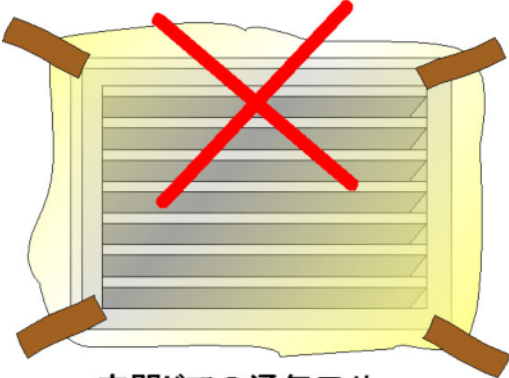
下記例のようなガス機器の給排気設備を建物外壁塗装等の工事の際に覆ったままの状態ではガス機器を使用すると危険です。



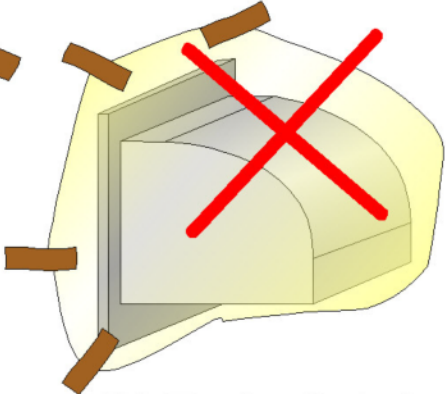
FE又はFFの排気(給排気)トップ



BF式風呂釜の排気トップ



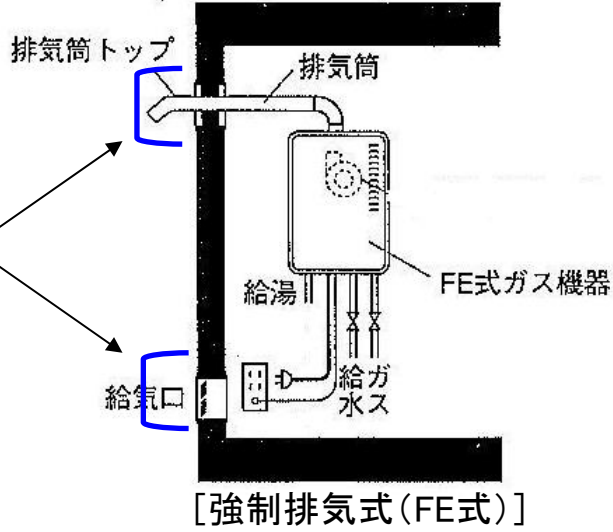
玄関ドアの通気口や
風呂釜の給気口



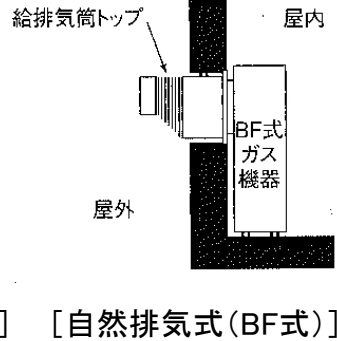
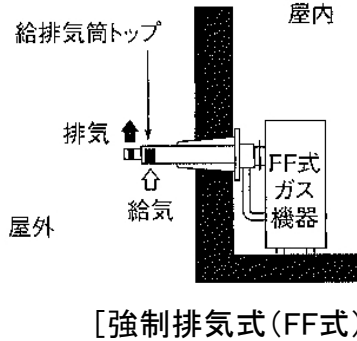
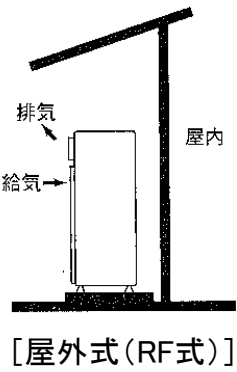
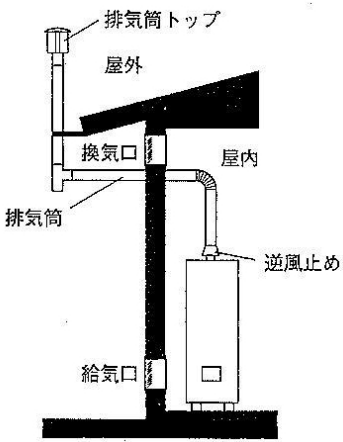
換気扇のウェザーカバー

ガス機器の給気・排気の例

このような部分が覆われると、不完全燃焼による一酸化炭素中毒が発生する可能性があります。



《ガス機器には、以下のような様々な型式がありますが、どれも、給気・排気の双方が塞がっていないことが重要です。》



CF式風呂釜給気口をビニールで覆った例
《このような状態では、不完全燃焼による一酸化炭素中毒が発生する可能性あり》



FF式給湯器排気トップの例（集合住宅外壁面）
《養生の際に塞がれると、異常着火や不完全燃焼の可能性あり》